

『久右衛門日記』に讀む操史の貴重資料

陶工森田久右衛門の江戸旅日記が、土佐から發見されて、『陶器全集』の一部に收録された。この「森田久右衛門日記」の延寶七年二月六日の條りで、全集本の七十四頁——七十九頁までが江戸で久右衛門が見た「操」の記事である。それによると、同二月五日の條りに「明日の操の役者に御酒御振舞間奉行仕候へと被仰候」とあつて、それは「御會所」より仰せつけられたとある。

久右衛門は土佐藩主山内忠義の庇護を受けて江戸に滞在してゐるのである。山内藩主は國の陶工尾戸焼の工人といふので、茶道に因んで酒井大老など時の權門、茶道の人々の前で、久右衛門に轆轤を引かし茶器を作らしてゐる記述のある所から見ても、久右衛門は藩主の引立てで茶筵、酒席などにも工藝家として近く引見されてゐるらしい。こんな關係から、藩の江戸屋敷で御客をして操を、御馳走に見せた時に、役者の勞をねぎらふ意味のお振舞ひの接待役を久右衛門が承つたやうだ。丁度維新前までも京都の風習に、お客をする時に出入の酒屋の主人を招いて、酒の「酬番」カシバをさす風があつたと同じやうなものとしてよからうか。こゝで「操の役者」とあるは、三味線、人形遣ひを總稱したもので、後世の操座においての「役者」の意味は「人形遣ひ」のみに用ひて三味線は決して「役者」とは言はないが、延寶頃の用語では、役者と一つ並みに言つてゐるのは注意を要する。

そこで同二月六日の條りで酒が「六斗五升入申也」とあつて「操之次第」が書いてある。

淨るり、狂言、役者、太夫と目録があるが内容に觸れてゐないのが惜しい。言はゞ「番付」――番組のみの寫しだけで説明がない。それだけに未知の事實の解決よりも、新たに與へらるゝ疑問のみが多い。が、操關係において今日までに我々が調査し得たところと比較してこの日記に少し脚註を加へておかう。

この操はどこで催されたのか、藩主山内家の下屋敷かどこかであつたらうが場所の記載がない。

太夫と人形の兼業

ところで、この記録で第一に重要性を帯びてゐるのは「太夫」の記載だ。それはかうある。――

太 夫

とらや

永 閑

さつま

清 五 郎

江戸さつま

小平太

伊勢大掾熊村五郎衛門

とある。

この書き方で知る事の出来るのは「伊勢大掾」が座本で、太夫三人は伊勢大掾の傘下の淨るり太夫と見らるゝ。

「伊勢大掾」とは古山師重筆の「役者繪盡し」下卷に「瀧口横笛」の狂言と推定さるゝ古圖、及び「聲曲類纂」へのその轉載にて知らるゝ、「伊勢大掾」でこの圖に據ると人形舞臺の後ろに「伊勢大掾と記した後の櫓下看板やうのものがあるから、これが名代で座本であらう。その伊勢大掾の通稱が「熊村五郎衛門」と記されてゐるのは、この日記で初めて知るところである。

この座本の伊勢大掾が召連れて來た太夫が永閑、清五郎、小平太といふ事になる。で、

こゝで注意すべきは「江戸さつま小平太」である。かうしてみると小平太は江戸さつま派の太夫と明記してゐる。が、「小平太」は例の羅山文集で知らるゝ名で「江戸第一之偃師號小平太」近世傀儡子此爲三巧手云々」とある。羅山文集の記事は正保四年であるから、久右衛門日記にいふ

小平太とは同一人ではなく、恐らくその二代目の小平太であらう。即ち羅山文集では「江戸第一之偃師小平太」とある。久右衛門日記では淨るり太夫になつてゐる。元來小平太は極めて曖昧な人物となつて、いろ／＼に傳へられてゐる。即ち「色道大鑑」——京の人、熊野小平太、京の次郎兵衛の門人、江戸へ下り江戸薩摩と稱し後薙髮して淨雲と號す。「竹豊故事」——泉州堺の人虎屋次郎右衛門、角澤檢校の門人。

「事跡合考」——紀州の浪人、熊野小平太を名乗る、後淨雲といひ、西宮傀儡師源之丞に人形を舞はしむ。

など諸説紛々、そして寛永十二年江戸堺町の芝居で、鼠木戸に紫の絹の幕を張り、丸に十文字の島津家の紋所を白で抜いた。大名の後援を頼み華美を極めた事が幕府の咎めを受ける原因となつたとは「玉露叢」の傳ふる有名な話。そして薩摩太夫は牢舎を仰付られたと傳へるが、これらの所傳を一括すると、薙髮して淨雲となつた太夫名は薩摩太夫で、虎屋次郎右衛門と稱した。そして小平太は別名か、前名かと思はるゝ。——即ち淨雲小平太同一人とする説。

薩摩太夫といふ名代の下に、人形遣ひ小平太と虎屋次郎右衛門といふ太夫とがあつた。薩摩太夫の芝居をいふ者、この人形の代表と、淨るりの代表とを擧ぐる内に混同して同一人であるかの如

くなつたのだといふ二人説とがある。

そして淨雲は、寛文十二年四月三日七十八歳で歿したと傳へる。

かうなるとこの久右衛門日記にいふ「江戸さつま小平太」が愈々判らなくなるが、次にいふことだけは確かだ。即ち

延寶までは淨ると人形とを兼業するものがあつた。淨雲の歿年寛文十二年は「見ぬ世の友」の所傳以外、傍證がなく俄かに信じ難いが、久右衛門日記にいふ「小平太」は、羅山文集にいふ「江戸第一之僊師號小平太」といふ小平太でない事、ソレは確かだ。が、然し「小平太」とは人形遣ひの名前でのみあつたとはいへない。さすれば「小平太」とは薩摩大夫の前名ではなからうか。後淨雲となつた天下一の薩摩大夫は、人形をも兼業——寧ろ淨りを語りながら人形を操る事が當然の事で、淨ると人形との分業は延寶頃から初つたのではないか。

即ちこの久右衛門日記に「小平太」をして「江戸さつま」の太夫として明記してゐる文献は、たまくその頃以前の太夫が人形を兼ねた事の暗示を強く與へてゐる。——この意味において操史上明確なる重要な記載だと私は思ふのである。

これで、太夫人形の分業以前の態を暗示してゐるものとすると、彼の金平淨りキンペラの和泉太夫が

金平淨るりを語りながら、自分の語つてゐる淨るりに昂奮して毎日のやうに人形の首を引抜いたといふ所傳は、語りながら人形を遣ふ狀がハツキリと會得が出来る。又山本飛驒掾が太夫であり且つ片手人形、手妻人形の始祖であるかの如き所傳もハツキリとさうであつて、初めは太夫であつたのが後人形遣ひにのみ専らとなつた徑路がハツキリとする。

そして小平太、淨雲は同一人である事に疑ひはないと斷じてよからう。尙且つ私に想像の翼を更らに驅ける事を許さるゝならば小平太が「熊野小平太」と呼ばれたといふ所傳は「紀州浪人」を裏書するものでなくて、泉州堺の産である事を物語るのぢやないか。即ち堺なる熊野之町ユキノチヨの産であらう。「ユキの小平太」と呼ばれたのが、江戸に下つて薩摩太夫となり、後雜髮して淨雲となつたのだと思ふ。そして何故「薩摩太夫」を名乗つたか「薩摩」との因縁を按ずるに、所傳では島津侯の御前で「夜討會我」を語つて時に、その紋盡しの段で「十文字は島津の紋」と丸本にあるを「丸に十文字は御家の御紋」とやつた。丁度長唄「隈取安宅松」を、富士田吉次が有馬侯の御前で唄つた時に「坊主く大坊主」といふ文句が出ようとした時、ふと見ると有馬侯が大坊主であつたので、ハツとして恰も庭の茂みから月がさしたから「葉越のく月の影」と唄つたと同巧異曲の當意即妙の文藻である。この「御家の御紋」が島津侯の御意に叶つて、御紋の幕と薩

摩太夫の名とを貰つた。それまでは木戸へ紙の幕を張つてゐたのが、絹のこの拜領の紫幕を張つたのが祟つて牢舎の一件となつた。——と傳へてゐる。この傳説によつて考へねばならぬ事は、(一)この「薩摩太夫」を許さるゝ前は何といふ名であつたか？ (二)御前演奏以前に何の關係もなかつた？ この二つが重大な問題だと思ふ。

私はかうこれに答へる。

(一)薩摩太夫を許さるゝ前は、藝名熊野小平太、虎屋治郎右衛門はその通稱で、熊野小平太、は郷國「泉州堺」を意味して名乗つてゐたのであらう。

そして人形を遣ひながら淨るりを語つてゐたのぢやないか。されば一大名が自分の領地の國名を許しただけで受領口宣ではない。淨雲は決して受領はしてゐない。『嬉遊笑覽』卷六上に「延寶六年十一月廿八日口宣頂戴云々」とあるが、これは他に傍證がなく、恐らく誤りであらう。由來淡路系統の文書が、殆んど後世の偽造だと私は斷じてゐるがそれと同じなのではないか。

尙又『江戸惣鹿子』に淨雲が末は伊勢大掾なりとかや、とあるのに見ても、この日記に伊勢大掾の許に「江戸さつま小平太」が名を連ねてゐるのは當然である。

(二)島津侯即ち薩摩と小平太の關係は、「夜討會我」を語つてから初まつたのでなく、その郷里

堺にゐた頃からの引立ちやないかと考へられる。三田村鳶魚氏の調べに、關原役石田方が敗るゝや、それに加擔した島津はコツソリ薩摩へ歸つたのは堺浦から遁れてゐるといふ事である。すると薩摩と堺との關係は相當既に深かつた事が判る。堺は昔から天領で藩主がない。そして堺には明治になつてからも「薩摩屋」と呼ばれる家が——一統内が數軒に及んでゐる事は、堺の富豪町人と薩摩との關係を示してゐる。この堺から引立ての藝人が江戸で櫓を揚げてゐるから薩摩の邸へ呼んで「夜討會我」を語らず、太夫は御最眞の島津侯の御前だから「御家の御紋」と語つたといふ段取ちやあるまいかと私は思つてゐる。何故島津と堺との關係が結ばれてゐたか、それは私の「堺の町人研究」に譲る事とする。

ところで、この久右衛門日記で、唯この一行の「江戸さつま」の太夫として「小平太」を取扱つただけの記載だが、操史の乏しき資料において、この一行が淨雲と小平太とが同一人であるといふ決定的の事實を裏書してゐる事を見遁してはならぬ。極めて重要性のあるものだと思つた。

「さつま」と「江戸さつま」

「久右衛門日記」に讀む操史の貴重資料

この日記に記してある三人の太夫を見るに「とらや」「さつま」「江戸さつま」と三様になつてゐる。薩摩に「さつま」「江戸さつま」の區別が出来てゐる事を注意したい。即ち「江戸さつま」は小平太で、絮説して來た如く、淨雲の薩摩太夫の次の時代の人で、この淨雲の薩摩系統を「江戸さつま」と特に呼んだものらしい。然らば唯の「さつま」はどんな一派かといふに、徳永種久著のあづまめぐり（寛永廿年）にいふ「さつま」とらやがあやつり土佐が能」とあつて、嬉遊笑覽がこれに脚註を施して「さつま」は治郎右衛門、又さつま外記は京師の人次郎兵衛にて其子孫江戸に下りさつま三郎兵衛といふ是を小さつまとも下りさつまともいひしにや故に治郎右衛門が方を大きつまと呼り」とある。この「大きつま」が久右衛門日記の「江戸さつま」で、「下りさつま」「小さつま」が、この日記の「さつま」である。そして清五郎といふのは後に小源太といつた人で、とらや永閑のワキ太夫である。即ち『聲曲類纂』に

永閑は虎屋源太夫の門人にて貞享元祿頃永閑節とて行はれ吳服町に住し堺町に操芝居を興行し座元は薩摩三郎兵衛にてワキ小源太夫云々

とある。そしてこの虎屋派の語り物の正本『仙人龍玉威勢諍』といふのを見ると「永閑清五郎以三正本『寫之』と奥書にあつて刊記は寛文十一年三月とある。即ちこの永閑、清五郎はこの久右

衛門日記にいふ人々で、清五郎がワキ太夫である。聲曲類纂にいふ小源太夫はこの清五郎の後身だ。これで「さつま」は「小さつま」或は「下りさつま」である事は、その座本が薩摩三郎兵衛である事によつて、色音論の前掲の記載に吻合する事を注意して下さい。

乃ち、この日記の操の太夫はとらや永閑がしんの太夫、ワキがさつま清五郎、三枚目が江戸さつまの小平太——浄雲の次の時代の江戸さつまの若い太夫、それに、浄雲の末であると傳へる伊勢大掾が座本としてこの座敷操りを司つたものと判る。

人形の品目

人形の品目は「人形頭^{カシラ}」の品目ではない。人形遣ひ類名の意である。——歌舞伎俳優に「立役」「女形」「敵役」「花車」等の區別のある如く、人形遣ひの類別だ。ところでこの久右衛門日記はこの人形遣ひの類別に關しては極めて多くの疑問をのみ與へて、内容の説明に觸れてゐないから今日何としてもどんな種類——どんな性質を表現した人形であつたが判らぬ。試みに久右衛門日記に示す品目を擧ぐると、——

女形、とうけよ年ま、同辨五郎、同のろま、相方、やつこ、茶平あどかき、惣八、與九郎、大

將人形、下女、うは、地人形、切合、長うた、はうた、おとりうた、向はやし、うたしやみせん、太夫しやみせん。

と人形十四種目とその他六種目を列擧してゐる。この内で「とうけよ年ま」は次に「同のろま」とあるは後の野呂松人形といふ分派となつた間狂言の滑稽人形の類名だと考へると、「道化よ年ま」ぢやなくて、

道化 よね(年)ま——で、野呂松、龜呂間、麥間の類ではあるまいか(?)

又例の『牟藝古雅志』の下卷に「ちや平」といふ品目が、天下一石見掾の芝居——即ち天満八太夫の説經操座の人形にはあるが、「茶平あどかき」は全く耳新しい名目だ。與九郎も下りまつまの座にある人形名である事同じく『牟藝古雅志』に所見があるが、「惣八」は全く耳新しい。

「大將人形」はシテ人形の意味であらう。その人形遣ひが「四郎三郎」とあり「役者繪盡し」の下卷には「かいて(買手)四郎三郎」とあれば、同人なるべく、武者人形、時代物には「大將人形」で、「傾城買」の狂言では「かいて」となるので、即ちシテ人形を示してゐるものなのであらう。

かう並べると「辨五郎」「茶平あどかき」「惣八」の三名が全く耳新しく、役柄が判明しない。「與九郎」は名前だけは既に知られてゐるが、役柄が分らない。

狂言の立て方

淨るりを前後に分ち据ゑ、前が「上州榛名大権現御本地」六段。後が「田村宇治川合戦」三段で、この前後に狂言が付いてゐる。前の狂言が十二曲。後の狂言が九曲。切が祝言「高砂」と記されてゐるが、淨るりはどんな作であつたか今日知るべき文献がない。狂言は淨るりの間に演じ可なり後世までこの興行方法を採つてゐたやうで、「雲錦隨筆」によると正徳五年頃まで續き「この頃間狂言ののろま人形道外、機巧(からくり)など加へぬ事」となつたとある。即ち近松の『國性爺合戦』が大當りをとつた頃から、淨るり一本で面白く趣向を立てる事を將來したものらしい。そして「間狂言」は人形淨るりの舞臺から、全く影を没したものである。然し「のろま人形」のみは、江戸の通人、旦那衆の間に、慰み人形としてのみ座敷藝として残つたが、それも文化文政を境に、全く忘れられた。

尚同年(延寶七年)三月十二日の條に、お客四十八人を招いて、「御屋敷へ操御呼被成候」とあるが、役者(人形遣ひ)太夫は、前掲二月六日の人々である。淨るりは「直義師直段」六段、一曲だけだが、狂言は十九曲の名前が列擧されてゐる。これによつてみると、淨るり一曲にいくら

かの狂言が付隨して催された模様である。即ち淨るりのストツク並びに新作がさうたんとないから、淨るり一曲と付屬の狂言幾つかで一建ヒトケテになつてゐるといふのが、操興行の早い頃の番組編成の單位で、前掲の二月六日の催しは、二建フタケテの様式によつたものであらうと察せらる。そして淨るりが興隆發達するにつれて、狂言が少くなり、後にはホンの二三の「間の狂言」があるのが例となり、遂には正徳五年頃には「雲錦隨筆」に謂ふ「間狂言のろま人形、道外、機巧などを加へぬ事」となつたのであらう。即ち正徳五年十一月は例の竹本座の國性爺合戦が大當——古今の大當りであつたのだから、もう「間狂言」の援助を必要とせず、淨るり一本で、興行が出来るようになつたのであらう、延寶にこの九曲乃至十九曲の狂言を「操之次第」に見る事は、その頃の六段淨るりの内容、曲節を想像する一つの資料とならうかと思ふ。